生活保護費を適正削減する事業
実施しませんか？

現在、主だった自立支援事業としては、稼働年齢層に対する就労支援しかありません。
そこで、高齢者・障害者層に対する新しい自立支援事業をご提案します。

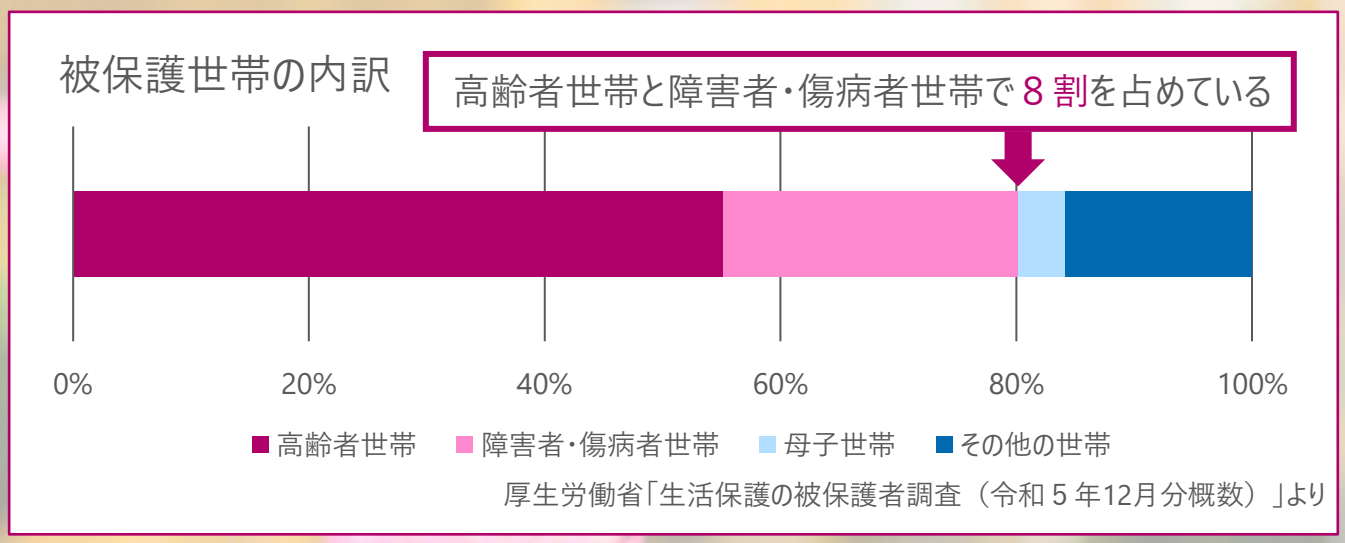

弊社は生活保護被保護者の年金調査・支援に専門性のある唯一の社会保険労務士事務所です。
現在８自治体（北本市、桶川市、鴻巣市、新座市、和光市、坂戸市、東松山市、三郷市）から受託しています。
「消えた年金記録」・「合算対象期間」も含めた詳細調査を実施し、新たな年金受給権を発生させ、申請代行することで生活保護費の適正削減、ひいては自立支援に結びつけます。

詳細は裏面をご覧ください。

実施メリット

被保護者が適正に年金を申請すれば、その年金額の分だけ生活保護費を削減できます。
生活保護費を適正に削減できれば、他の必要な事業に予算を配分することができます。

すでに実施している自治体では、大幅に生活保護費を適正削減しています。
令和５年度では、受託した全自治体で合計約６億6,600万円を削減し、健全な財政運営に寄与しています。

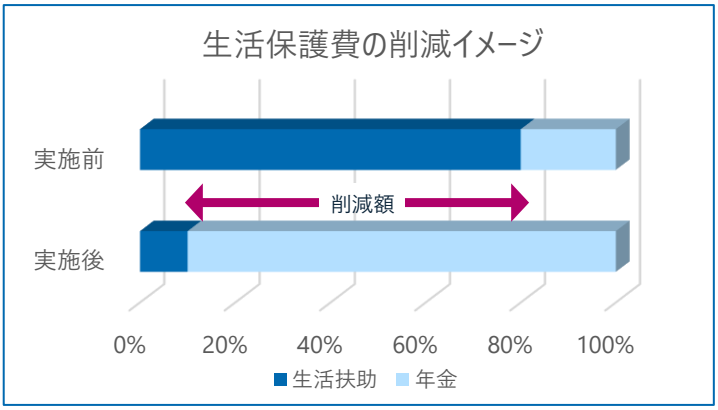

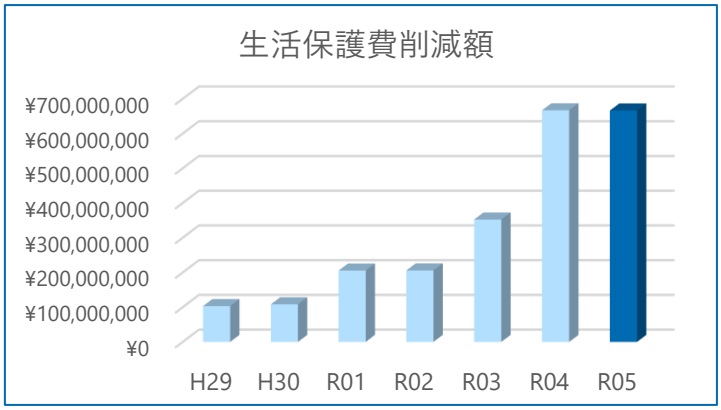

受託自治体

令和６年度は８福祉事務所より受託しています。また、今年度から新たに３福祉事務所より受託を予定しています。

＜令和６年度受託福祉事務所一覧＞

◆北本市福祉事務所	（平成29年度から継続８年目）
◆桶川市福祉事務所	（平成30年度から継続７年目）
◆鴻巣市福祉事務所	（令和元年度から継続６年目）
◆新座市福祉事務所	（令和３年度から継続４年目）
◆和光市福祉事務所	（令和４年度から継続３年目）
◆坂戸市福祉事務所	（令和４年度から継続３年目）
◆東松山市福祉事務所	（令和５年度から継続２年目）
◆三郷市福祉事務所	（令和５年度から継続２年目）
◆○○市福祉事務所	（今年度から事業開始予定）
◆△△市福祉事務所	（今年度から事業開始予定）
◆□□市福祉事務所	（今年度から事業開始予定）

支援例

弊社の専門性の高い調査により、第29条調査では発見できない事例を多数支援しました。その一部をご紹介します。

支援例１：遺族年金のみ受給者

＜支援前＞
◆91歳女性
◆亡夫の遺族厚生年金37万円のみ受給
◆本人の年金加入記録無し

＜支援内容＞
★消えた年金記録が合致（190月）
⇒35歳以降に180月以上加入していたため中高年特例で55歳まで遡及
2,600万円受給！

支援例２：脱退手当金受給者

＜支援前＞
◆75歳女性
◆脱退手当金受給済
◆年金加入記録は120月未満

＜支援内容＞
★消えた年金記録が合致
⇒婚姻期間等も合わせると合計300月以上の加入期間があるため年金受給可能
脱退記録回復ののち、時効特例で遡及！

支援例３：勤務歴がある外国人

＜支援前＞
◆20歳を過ぎてから日本に移住
◆日本で厚生年金保険加入歴あり
◆加入月数が足りず年金未受給

＜支援内容＞
★外国人登録原票を取り寄せ、海外在住期間を証明
⇒合算対象期間となり、厚生年金保険記録と合わせ年金受給権発生！

※時効特例が入ると収入認定となり、生活保護からの自立に直接結びつきます。

お問い合わせはこちらから

社会保険労務士法人 For the others
代表／社会保険労務士　美原 将也
〒330-0052 埼玉県さいたま市浦和区本太2-23-5
☎ 048-767-7684
✉ partnership@fortheothers.group
🌐 https://fortheothers.group

社会保険労務士法人 For the others

HPはこちら